

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を 求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にしコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になる。

また、平成 29 年（2017 年）国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が「認知症の約 35%は予防可能な 9つの要因により起こると考えられる。その中では難聴が最大のリスク因子である」と発表した。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、欧米諸国では加齢性難聴は医療の問題として公的補助が行われているため、補聴器の保有率は 4割～5割であるが、日本は 14.4%にすぎない。日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね 3 万円～30 万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は限定されており、高額な購入費が補聴器の普及における阻害要因となっている。

日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながると考える。

よって狛江市議会は政府等に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く求めるものである。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019 年）12 月 23 日

東京都狛江市議会

令和元年 12 月 23 日 原案否決